

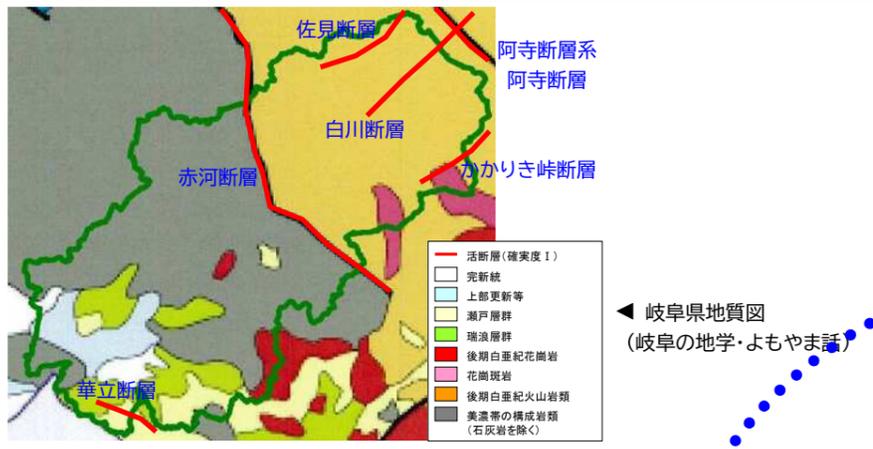
# 6.個別計画

## (5)可茂山系砂防総合整備計画

### 【可茂山系の特性および課題】

#### 【可茂山系全体の特性】

- 風化浸食されやすい脆弱な地質で、活断層沿いの山間渓谷部で土砂災害が多く発生している。
- 都市化により山麓のかけ崩れ災害の危険性が增大している。
- 市街地の山麓部における開発抑制と、山間地域で土砂災害対策が課題である。



#### ハード対策の課題

- 防災上の重点整備箇所におけるハード対策の推進が必要。
- 災害による被害を軽減するための土砂災害対策が必要。
- 国道 41 号等の重要交通網沿いに土砂災害警戒区域が分布しており、これらの保全が必要。

#### ソフト対策の課題

- 市街地の山麓部においては、今後も開発が見込まれ、安全な土地利用への誘導が必要。
- 山間地域における高齢者人口の増加や孤立集落等の地域の変化に対応した警戒避難体制の整備が必要。
- 流木災害を抑制するために森林の適正な管理が必要。

#### 市街地域

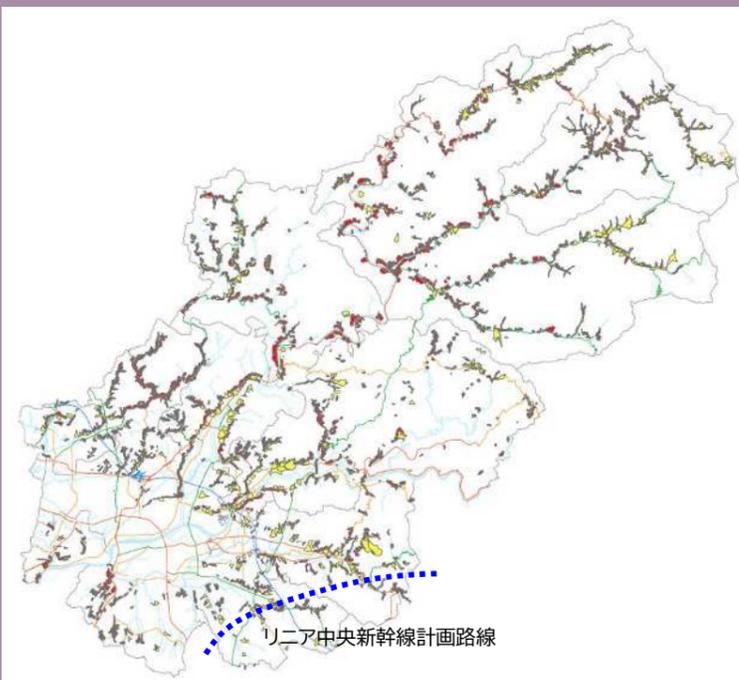
(美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、御嵩町)

#### 【特性】

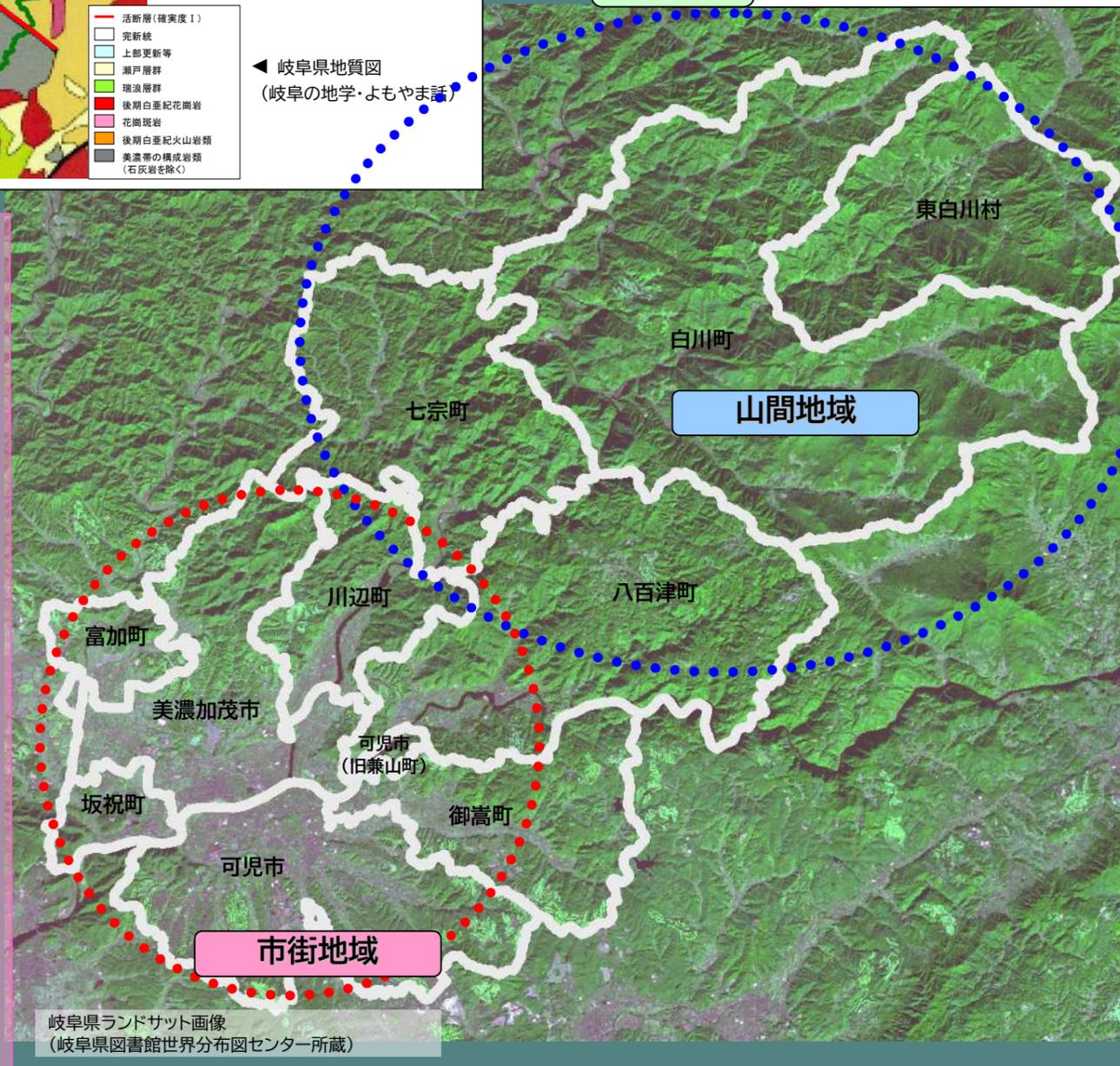
- H22 の 7.15 豪雨災害など、集中豪雨等による土砂災害が頻発し、大きな被害を受けている。
- 土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設が多い。
- 丘陵地では開発が進み、東海環状自動車道の開通によりさらなる開発が予想される。
- 今後も人家の立地する可能性のある危険な箇所が多い。
- リニア中央新幹線の計画路線が可児市、御嵩町を通過している。

#### 【課題】

- 要配慮者利用施設の保全
- 土砂災害防止法による開発行為の抑制



▲土砂災害警戒区域の分布状況



▲平成 22 年 7 月災害 可児市兼山 (盛住)

#### 山間地域

(七宗町、八百津町、白川町、東白川村)

#### 【特性】

- H22 の 7.15 豪雨災害など、集中豪雨等による土砂災害が頻発し、大きな被害を受けている。
- 将来、人口減少と高齢化が著しく進むと予測される。
- 土砂災害警戒区域に含まれる避難所が多い。
- 主要道路沿いに土砂災害警戒区域が集中する地域であるため、孤立化、交通途絶の恐れがある。

#### 【課題】

- 避難所の保全
- 土砂災害対策
- 高齢化が進む山間地でのソフト対策
- 孤立化のおそれのある地区におけるソフト対策



▲昭和 43 年 8.17 豪雨災害 飛騨川バス転落事故 白川町 (岐阜県災害史岐阜新聞社出版局)



▲平成 22 年 7 月災害 八百津町 野上



2) 防災教育・学習

① 小中学生を対象とした土砂災害に関する教育の実施  
砂防ボランティア等の協力を得ながら、「総合的な学習の時間」の支援、「出前講座」の実施、「親子学習会」の開催など、将来を担う次世代への防災教育、防災学習を行います。

② 地元防災リーダーの育成  
地域の防災力を向上させるため、地域の防災リーダーを育成します。また、消防団等の自主防災組織における活動を支援します。

③ 行政職員・福祉関係者を対象とした勉強会の開催  
土木、防災、福祉担当部局などの行政職員および介護保険事業者などの福祉関係者を対象に、土砂災害に関する勉強会を継続的に開催します。

④ 適切な避難に向けた防災学習  
豪雨時に行政等から提供される情報や自宅周辺での前兆現象を理解し、土砂災害発生時の危険性を予測して適切な避難を行うために、日頃から土砂災害や警戒避難に対する知識を高めます。

3) 広報活動

① 土砂災害や砂防事業に関するイベントの開催  
土砂災害や砂防事業を身近なものとして、広く県民に興味を持ってもらえるように、土砂災害防止月間を中心にイベントを開催します。

② 土砂災害の伝承  
昭和43年の8.17豪雨災害や昭和58年9.18豪雨災害による被害等、地域に伝わる災害事例・災害体験等を調査し、広く公表するとともに、後世に永く伝承していきます。

▶ 国道41号沿いにある慰霊塔「天心白菊の塔」では、昭和43年の飛騨川バス転落事故をはじめ、8・17豪雨災害で亡くなった方をしのんで、毎年慰霊法要が行われています。(白川町ホームページ)

▶ 昭和43年8.17豪雨災害「飛騨川バス転落事故」岐阜県総合防災ポータルで紹介しています。(岐阜県災害史岐阜新聞社出版局)

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

県			
住民・市町村・県			
市町村・県			
住民・市町村・県			
市町村・県			
住民・市町村・県			

### 3. 土砂災害に対する安全な県土づくり ～土砂災害を未然に防ぐために～

(1) 土砂災害特別警戒区域の適正な土地利用への誘導

① 特定の開発行為に対する許可制による立地抑制  
土砂災害特別警戒区域においては、住宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可します。

② 建築物の構造規制  
土砂災害特別警戒区域において、居室を有する建築物を新築または改築する際には、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認をします。

③ 既存不適格住宅の移転の支援  
土砂災害特別警戒区域内の著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。また、住宅の移転に対して「住宅金融支援機構の融資」、「かけ地近接等危険住宅移転事業」等を活用して支援します。

許可制による立地抑制

建築物の構造規制

既存不適格住宅の移転支援

(2) 土砂災害のおそれのある箇所の適正な土砂管理

1) 砂防関係施設整備による土砂災害発生源の拡大防止

① 土砂災害発生箇所および発生のおそれのある箇所における砂防関係施設整備の実施  
災害発生予兆時および発生時には、緊急に対応をとり、施設を整備します。

平成22年7月15日豪雨災害(八百津町 野上)

② 下流域での河床の安定化に向けた土砂流出のコントロール  
可茂山系では白川上流域などにおける荒廃した山地からの土砂流出を抑制し、下流域への土砂供給をコントロールする砂防施設整備を実施します。

③ 流木対策の実施  
治山部局等による森林の適正管理とあわせ、砂防堰堤については、流木を捕捉する機能の高い透過構造を有する施設の整備をします。

中之谷砂防堰堤 東白川村

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

県			
県			
市町村・県・国			
県			
県			
県			
市町村・県・国			
県			

④ 環境に配慮した砂防関係施設整備の推進  
可茂山系の溪流環境の維持保全に努めるため、砂防事業の実施に先立ち、必要に応じて環境調査や生物保護活動を実施し、学識者、関係機関等の意見を踏まえて、希少な動植物をはじめとする生物の生息生育環境の保全や再生に努めるとともに、砂防事業の環境負荷を低減し、自然豊かな景観の保全、創出、地域文化を考慮した施設整備を推進します。  
既設魚道の点検を実施し、対策が必要な魚道の補修等を実施することにより、魚道の機能を回復・改善します。

▶ 魚に配慮した瀬と淵の創出事例

2) 砂防指定地等の適正な管理

① 砂防指定地内行為等の許可制による行為規制  
土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域内において土砂災害の発生を助長させるような行為は、基準に従ったものに限って許可を行います。

② 砂防指定地等の指定区域を周知する看板の設置  
土砂災害の発生のおそれがある土地を知らせるため、法規制区域(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域)、土砂災害警戒区域等に対し、現地に看板を設置します。

③ 不法行為の監視  
土砂災害を未然に防止するため、土砂災害の発生を助長させるような不正な行為が行われないように、指定区域を監視します。

④ 砂防指定地等区域の追加、見直し  
土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地等区域の追加指定、見直しを実施します。

⑤ 土砂災害警戒区域の点検  
近い将来発生が懸念される「南海トラフの巨大地震」や台風時などの大雨による災害から生命・身体をできる限り守るため、土砂災害警戒区域に対し定期的に点検を行います。点検は、岐阜県砂防ボランティア協会や自主防災組織の協力を得ながら実施していきます。

3) 森林の適正な管理

① 間伐の推進  
可茂山系では、災害に強い森林づくりを進めるため、間伐が計画的に行われています。砂防事業では、間伐材の使用に努め、間伐の推進に協力します。

▲ 間伐の実施状況 東白川村

▲ 間伐材需要促進箇所 白川町

(3) 大規模災害への対応

① 緊急輸送道路を保全する砂防関係施設整備の実施  
災害時に救急活動等に必要となる人員及び物資の輸送ができるよう、砂防関係施設を整備し、緊急輸送道路を保全します。

② 集落を保全する砂防関係施設整備の実施  
災害時に被害が甚大となる集落が、土砂災害警戒区域に存在する箇所を対象に砂防関係施設整備を検討します。

(4) 砂防関係施設の適正な維持管理

① 岐阜県砂防関係施設長寿命化計画に基づく維持管理の実施  
県は、既に整備された砂防関係施設が適切に機能を発揮するように、適正な維持管理を行い機能の確保に努めます。劣化損傷が進行した段階で補修を実施してきた従来の事後保全的な維持管理から、計画的な定期点検による劣化損傷の早期発見及び軽微な段階での補修を実施し、予防保全的な維持管理を図ります。

▲ 砂防堰堤の基礎部洗堀状況 小牧谷(川辺町)

② 既存砂防堰堤の除石等の実施  
県は、既存砂防堰堤の機能が適正に発揮されるよう、既存堰堤の除石や伐採を実施します。また、出水等により異常堆砂がみられた場合は速やかに除石等を実施します。

(5) 流域治水(砂防)の推進

① 土砂・洪水氾濫対策の実施  
県は、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域を抽出し、人家や道路・鉄道等の重要なネットワークインフラ等の立地状況やまちづくり計画等を踏まえたうえで、下流の市街地に対し、効率的な施設配置計画を策定していきます。

② 流域流木対策の実施  
県は、流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野事業と砂防事業が対策の実施に向けて情報共有等連携を図ります。

③ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの実施  
県は、市町村や都市部局と連携し、防災まちづくり(安全な場所への居住)や、ハザードマップの作成・周知、避難訓練、警戒避難体制の整備に対する支援を実施していきます。

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

県			
県			
住民・市町村・県			
県			
住民・市町村・県			
県			
住民・市町村・県			
県			
県			
市町村・県・国			
県			